

第1回 ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会 会議録

と き 平成20年7月16日(水) 午後6時～午後8時30分

ところ ニセコ町役場2階第2会議室

出席者 委員	渡部 誠二	事務局	企画課長	加藤 紀孝
	松田 裕子		経営企画係長	山本 契太
	池田 ひろみ		経営企画係	齊藤 徹
	齊藤 うめ子			
	坪井 訓	町長		佐藤 隆一 (冒頭挨拶、諮問)
	小野 剛良			(敬称略)

開会、町長挨拶

町長) 職員を減らさなければならぬ中、これ以上重くて動きづらいものになってしまつては、負担も大きくなるので、ご理解いただきながら整理願いたい。

議事

(1) 委員長、副委員長の互選

互選により委員長に渡部誠二氏、副委員長に松田裕子氏が決定。

以下、議事進行を委員長の渡部誠二氏が引き継いだ。

(町長退席)

(2) まちづくり基本条例についての説明

事務局) (資料に基づき、理念と位置づけ、条例策定経過と今後について説明)

<議会について>

事務局) 議会を傍聴したことがある方はいますか？

委員) 本会議は傍聴したが、ほとんど文書化されたやり取り。フリーな討論が少なく、再質問が繰り返されるような活気が無い。

事務局) 第1回目の改正の時には、議会の役割、20条の討議の基本原則を盛り込んだが、一般質問は事前通告により、的確な回答も要求されるため、致し方ない面もある。

委員) 議会を傍聴したかったが、休会に当たってばかりだった。開会の日の情報をもっと出してほしい。

委員) 議会事務局にあらかじめ確認すると良い。

<公募委員について>

委員) 公募についてだが、今回の公募は私1人だったと聞いているが、他の方はどのように選ばれたのか？

事務局) 事務局の裁量です。公募は実際にはいつも1人ぐらいの状況。準都市の委員については、2名のところ3名が来て、1名を落とさせていただいたということもあった。

<町民講座について>

委員) ここ2、3年では町民講座は年何回ぐらい開催したか？

事務局) 年に2、3回程度。本来はつきに1回程度開かなければならないが、客が少ない状況。しかし、店は開いていなければならないと思う。

委員) お題は担当課の提案か？

事務局) 今は担当課発案のシステムにしているが、担当課での積極的な開催は無い状況。

委員) 町民もよほど意識が高くないと出ない状況。今は危機感が無い。

委員) 私は移住してきてから、可能な限り出席したが、農家の人など地元の人の出席が少なすぎる。

委員) 問題にもよるのではないか。

委員) 地元の農家は、農事組合など農業関係の集まりも多い。

委員) 地元の議員もそこに出ていることも多いので、そこで話して済んでいる。しかし市街地の人でも出る人は決まった人が多い。

委員) 権利と義務をしっかりと果たしてほしいのだが。

<こどもについて>

委員) こども議会も傍聴できるのか？

事務局) もちろんできます。

委員) こども議会の内容をオフトークで聞いたが、とても面白い。

委員) 当初は明らかに親が考えたようなことが多かったが、今は違うようだ。

委員) こども議員はどうやって決まっているのか？

事務局) 公募によるが、現場の教師の理解をもう少し大きくしなければならない。

委員) 条例の内容の学習を授業に取り入れていないのか？そのほうがこのようなことも入りやすいと思うが。町の歴史を学ぶことと同じで、この条例の学習もとても大切。子供なりの柔軟な意見も出て面白くなると思う。

事務局) 確かに、地元のこどもたちに対する学習の機会が薄い。逆に全国の公民の教科書に載っている。

委員) こどもたちに対する学習についても、条文に取り入れたら面白いかも。

事務局) 子供の参加する権利は入っている。

委員) こども議会の議題も子供たちがすべて決めているのか？

事務局) そうです。ちゃんとした回答をするために事前通告もある。

委員) 子どもたちのディベートの機会はあるのか？

事務局) まちづくり委員会などでは、ワークショップやディスカッション形式で行っているが。

委員) イギリスでは何でも子供たちに作らせるような授業をやっているが、こちらでは指導するほうも慣れていないのかも。

<補助金検討委員会、評価について>

委員) 補助金検討委員会はもう終わったのか？

事務局) かなりの役割を果たし、慣例のばら撒きの補助金は無くしたが、いまでも農家への直接補償などはある。もっと根本的な事業レベルでの評価が必要なのだが。

委員) 大きな町のようにオンブズマンが勝手に評価をやってくれればいいが、小さな自治体ではなかなか出てきづらい。本当は議会がもっとチェック機能をなさなければならない。確かに農業は基幹産業だし農業者に対する補助については言いづらい面もあるとおもうが、納税者という立場から公平に評価できるようでなければ。

事務局) かつて、米1俵につきいくらという補助も持ち上がったが、目先のことで根本的な解決にはならないと、予算化されなかったようなこともあった。評価には、更なる情報の共有、情報の公開が必要になる。

<基本条例全般、議会>

委員) このまちづくり基本条例は、非常に格調高く、人類が何百年もかけて勝ち取ってきた民主主義の概念が集約されている。残念なのは、そのような本当の価値が住民に浸透していない。

事務局) 確かに、基本条例を作ったからといって何が変わるの?という問いはあった。答えは何も変わらない。当たり前のことを保障しただけ。しかし、政策形成過程などで、それが阻害されるようなことがあったときに威力を発揮するもの。この条例も町民自体そもそもわかっているのか?という問いもあったが、たとえばいろんな条例やましてや憲法を日々意識して生活している人はいない。

委員) 戦って勝ち取ったものは定着するが、与えられたものは定着しないものか。これを勝ち取ったもののように定着すればいいのだが、これには永い目で見ていく必要がある。

委員) 近隣町村の開発規制を設けるとときや隣地トラブルのときには、住民と役場には全くパイプが無く、トラブルが発生してしまった。基本条例のようなことが無かったのが原因だ。

委員) 情報公開条例のときにも、年3回しか公開請求が無いのに意味があるのかという議員もいたが、ニセコはそもそもこの条例によって、公開請求手続きを要しない開示文書という枠があったので、情報の共有にはとても大きいことだ。

委員) 栗山の議会のように、議会報告会などをやればもっとよい議会になるし、その為には住民の意識も高くならなければならない。

委員) 平穏に生きているとあまり意識は高くないもので、憲法なんかをたまに読むと色々解ってくることもある。

委員) この条例でトラブル解決が直接できるわけではないが、必ず次のステップに進むことができる基本的なルールだ。

<外国人のことについて>

委員) 外国人の権利はどこまで?

事務局) 現在、外国人登録者数は56人40世帯ぐらいいる。見えない面でまちづくりに貢献してくれている人もいる。真の国際リゾートを目指すという点で、もう一步踏み込んだ規定が必要かも。

委員) ただ、下手に利用されないようにしないと危ない。予想もつかない面から権利を主張してくる可能性があり、荒らされないようにバランス感覚が必要。外国人が多く入ってきている町の条例なんかを調べてみるのも良いのでは。また、ニセコのあとにできた全国の自治基本条例を逆にチェックしても良い。

事務局) 次回までに調べて、参考になるものを整理してみる。

<罰則について>

委員) 罰則が無いのだが、これはそういうものなのか?

事務局) 条例には罰則が付き物だろうという意見もあったが、あくまで新たな取り決めを作るものではなく、町民の権利とかを保障するだけのもの。憲法にも罰則は無い。

委員) たとえばゴミの不法投棄など、個別に罰する法律がある。

(3) まちづくり基本条例改正に向けた現状評価

事務局) (資料8に基づき説明)

事務局) あくまでこれは事務局レベルでの問題点などを列記しただけのVer. 1なので、次回までに条例本文を読んで、改正がいないということも含めて、意見や問題点を挙げてほしい。そうしてバージョンアップしていき、まとめていく。

委員) 何でも入れればいいというものでもない。

委員) 前回の改正は議会のことだけ?

事務局) ほかに町議会の提案で政策法務の推進や評価の手法について、追加されている。

委員) 評価なんかは期間を区切ってもいい。何ヶ月に1回とか。中間報告なんかあってもいいのでは。

委員) 最終処分場のディスカッションのころから、本当に町は変わってきた。住民対話を重ねていくなかで理解を得られた上で、あのようなことができた。近隣町村の重要計画策定ではそれが無かった。

委員) まちづくりトークは、神戸市の出前トークのようなもの? テーマは何でも良いの? 神戸は200項目ぐらいの中から選んで、20人くらい集めないと来てくれなかった。

事務局) おそらく神戸のもニセコのまちづくりトークが基本となっている。ニセコはテーマは何でも良い。しかし、概ね5人以上としているのは、1人や2人だと私利私欲に走った要望になりやすいため。

委員) 民生委員のように身近に相談に乗ってくれる人もいるし、町内会の集まりなんかでも、結構いい情報が得られる。そういうところに役場の人に来てもらってもいい。

委員) 町内会に入っていない人のケアが民生委員としても大変。気ままにやっていた人はいいが、そうでない人もいる。

事務局) では、次回までに資料8についての意見を考えてきて下さい。

...

以上